

『広島経済大学研究紀要』投稿要項

〔平成22年6月10日
制 定〕

最終改正 2023（令和5）年6月8日

I 趣 旨

この要項は、広島経済大学経済学会会則第3条1項（以下、会則という）に基づき『広島経済大学研究紀要』（欧文タイトル：Journal of Hiroshima University of Economics）（以下、「論集」という）の投稿について必要事項を定める。

なお、執筆要項は別に定める。

II 論文内容・投稿資格等について

（1）投稿資格

論集の投稿資格は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 会則第4条第1号アに定める本学専任教員
- ② 会則第4条第1号イに定める本学大学院学生のうち、博士課程後期課程に在籍する者
但し、指導教員の推薦を得なければならない。
- ③ 会則第4条第2号アに定める名誉教授
なお、多年にわたり本学の教育・研究に貢献し、定年退職した者は、名誉教授に準ずる。
- ④ 編集委員会（以下、「委員会」という）が執筆を依頼した者、あるいは特に認めた者
- ⑤ 本学非常勤講師
但し、非常勤講師を委嘱した学科等に掲載の可否について検討を依頼した上で、委員会で了解を得、年会費相当額を収めた者。なお、投稿原稿については、論説のみとする。
- ⑥ 学外者との共著は、本学教員が代表者で、かつ当該論文作成に相当な貢献をした者に限る。

（2）投稿者の責任

提出された原稿に関するすべての責任は、執筆者が負うものとする。翻訳は、翻訳者が責任をもって原著者の承認を得ておくものとする。

図・表・写真等の転載及びオリジナルを掲載する場合、著作権または肖像権等に関わる法令上の手続き等については、執筆者が行うものとする。

（3）投稿原稿の区分

投稿原稿は、原則として未発表のものとし、その区分及び内容は以下のとおりとする。

- ① 論説
理論的または実証的な研究成果、あるいはそれらを統合した知見を示すものであり、独自性があり、論文として完結した体裁を整えているもの。
- ② 研究ノート
論説に準じるもので、研究の新たな動向などをまとめたもの。
- ③ 翻訳
- ④ 書評
- ⑤ その他（資料、調査、研究集会報告、博士論文要旨ほか）

（4）著作権・編集権について

投稿された原稿の著作権は執筆者に属し、当学会は編集権を持つものとする。但し、論集の電子化・公開に関連して、執筆者は著作権の行使を当学会に委任するものとする。

（5）使用言語

投稿原稿で使用する言語は、原則として日本語及び英語とする。

（6）投稿の受付

投稿を希望する者は、所定の投稿申込書を、原稿締切日の2週間前までに地域経済研究所に提出する。「投稿申込書」の様式は別途定める。なお、投稿論文数は、原則として当該号に一人1編とする。

(7) 完成原稿頁数の厳守とページチャージ

完成原稿頁数は16頁を上限とし、文字数にかかわらず、超過した場合は、超過分1頁につき5千円のページチャージを徴収する。

(8) 原稿の文字数

原稿の文字数は、スペース込みで24,000字を目安とする。欧文の場合もこれに準ずる(約8,000語)。

(9) 連載

連載は、特別な場合を除き4回までとする。

(10) 原稿の受付及び刊行時期

論集の刊行は年3回とする。原則として、原稿の受付及び刊行時期は別表1のとおりとする。

(11) 刊行の中止

本要項Ⅱ(3)のうち①論説、②研究ノート、③翻訳の投稿原稿総数が3編未満の場合は、刊行を延期する事がある。その場合、当該号は次号との合併号とし、投稿原稿は原則として当該合併号に掲載する。

(12) 論文掲載の採否及び区分

① 論文掲載の採否は、委員会が決定する。また、原稿区分は投稿者の意を受け委員会で審査のうえ決定する。

② 掲載が決定した後は、原則として原稿内容の大幅な修正・変更は認めない。

(13) 原稿料

原稿料は、支払わない。但し、学外者への依頼原稿(論説)は3万円を支払う。

(14) 校正

掲載原稿の校正は原則として2回までとし、校正ミスに関する責任は執筆者がそのすべてを負うものとする。原稿内容の大幅な修正・変更は認めない。

なお、校正の期間は、原則として初校が7日、再校が5日とする。

(15) 抜き刷り

抜き刷りに関する取扱いについては、別表2のとおりとする。

(16) 完成冊子

完成冊子は、希望する執筆者に対してのみ3部までを無料で提供する。これを超える部数についての料金は、執筆者が1部につき1,500円を負担しなければならない。

(17) 研究不正行為の禁止

① 論集に投稿する場合、「広島経済大学研究活動の不正行為防止等に関する規程」の第2条第2号で定める不正行為を行ってはならない。

② 委員会は、投稿論文等に不正行為があるとの疑いがある場合、当該論文等の掲載延期の措置を行うことができる。

③ 委員会は、必要に応じて研究倫理委員会に審議を依頼し、不正行為が認められた場合は掲載中止の措置を行う。

附 則

1 この要項は、平成22年6月10日から施行する。

2 広島経済大学『経済研究論集』・『研究論集』投稿についての申合せ(平成12年6月8日制定)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年6月10日に改正し、令和3年4月1日に遡って施行する。

附 則

この要項は、2022（令和4）年6月9日から施行する。

附 則

この要項は、2024（令和6）年4月1日から施行する。

別表 1

原稿の受付	刊行時期
4月末	7月末
8月末	11月末
12月末	3月末

別表 2

	個人研究費を持つ執筆者	個人研究費を持たない執筆者	
		名誉教授、大学院生、 退任記念号の為に執 筆依頼した学外者	講師、左記に該当し ない学外者（非常勤 講師、共同執筆者等）
印刷部数と 支払い	1) 100部まで個人研究費の使用が可 2) 100部を超えて印刷する場合は、 超過冊数分の経費を執筆者が自 己負担する。	1) 30部までは、経済 学会経費で支払 う。 2) 30部を超過する場 合、超過分経費は 自己負担とする。	全印刷部数の経費を 自己負担する。
第 3 号掲載 論文の抜き 刷り経費	1) 当該経費は翌年度の個人研究費 で支払う。 2) 当該経費の請求（支払い）が、当 該執筆者の退職後となる（個人研 究費が無い）場合は、その全額を 当該執筆者が自己負担する。		
年度途中で 退職する場 合	当該経費の請求（支払い）が、当該 執筆者の退職後となる（個人研究費 が無い）場合は、その全額を当該執 筆者が自己負担する。		